

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第466号）
〔電子メール関係文書不存在非公開決定審査請求事案〕
(答申日：令和7年11月17日)

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和5年8月11日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
(請求内容)

令和〇年〇月〇日付けで大阪府立〇〇高等学校校長が、職員Aへ電子メールで送信した下記の内容の根拠や裏付ける文書、資料、メモ、電子メール等のすべて。（電子メールには、B教諭、事務長らと交わしたものも含む。）

(略)

2 令和5年8月18日付けで、実施機関は、「本件公開請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）については、存在していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 令和5年9月22日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、諮問実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件は、〇〇高の校長が、部下の職員Aに対して、（略）暴言をなした事件に端を発するものである。

(略)

処分庁は、本情報公開請求に対して、「本件公開請求に係る行政文書については、存在していないため、管理していない。」として不存在による非公開決定行った。

処分庁は、また一方で先の審査請求人が情報公開請求を行った際に令和5年6月27日教職人第1908号で、「〇〇高校長と事務長がやりとりした電子メール」及び公開請求案件に係る関係職員への「面談の議事要旨」を公開している。

このため当該電子メールや職員の面談に係る関係資料は、情報公開対象の行政文書であることが明らかとなった。

よって、本件に係る〇〇高校長や事務長間、またB教諭との電子メールやB教諭に対する面談等の記録等はすべて公開されなければならないこととなる。

審査請求人は、〇〇高校首脳らがこうした当該不祥事の隠蔽を図るため、「非公開制度」を悪用しているのではないか、という疑念を抱いている。

もしこれが事実であれば、序内秩序を揺るがす重大事案であり、その真偽を明らかにするためにも、関係文書等はすべて公開されなければならない。

そもそも、請求者には関係文書の詳細が判らない。

本請求は、序内の綱紀保持や職場秩序の維持から必要不可欠なものである。

2 反論書における主張

- (1) 処分庁は、対象が行政文書に非該当とのみ主張している。
- (2) そもそも審査請求人は、対象が〇〇高校長らの個人メモだけなのか否か知る由もない。
- (3) 処分庁は、審査請求人が令和5年9月22日付け審査請求書で主張した「非公開制度」の悪用について、一切の言及を行っていない。
- (4) よって〇〇高首脳が自らの保身のために非公開制度を悪用している疑念は何ら払拭されていない。
- (5) よって、本件の真相を明らかにするためにも、徹底した情報公開が求められる。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 本件公開情報を非公開と決定したことについて

本件請求を受けて特定した文書等は、いずれも校長又は事務長が自ら作成、管理している個人メモであり、業務上必要なものとして実施機関内で組織的に用いるために利用、保存されておらず、条例第2条第1項が定める行政文書に該当していないため。

イ 本件公開情報を非公開と決定したことに係る審査請求の理由に対する弁明について

実施機関が本件請求に基づき特定した文書等は、校長又は事務長が本件請求記載の事案に関して聞き取り等を行った際に作成した紙のメモであり、個人的メモとして保管されており、それ自体、複数の職員による検討に付されていない。

条例第2条第1項において、「行政文書」とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定されているところ、当該規定については、条例解釈運用基準に則し、以下（ア）から（ウ）のとおり、解

釈、運用している。

- (ア) 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。
- (イ) 具体的には、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものにとどまらず、業務上必要なものとして当該職員個人において自由に廃棄等の処分ができないものをいい、個人的な検討段階のメモで未だ組織的な検討に付されていないものなど、個人で自由に廃棄しても組織上・職務上支障がない個人メモ、個人用の控えなどは、該当しない。
- (ウ) また、「組織的な検討に付された」ものとは、原則として、職階を問わず複数の職員による検討に付され、その結果、これらの者が意思形成に至る検討の過程等として共用するに至ったものというとされている。
- 上記（ア）から（ウ）に照らせば、本件請求を受けて特定した文書は組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものではないため、条例第2条第1項が定める「行政文書」にあたらない。
- よって、審査請求人の主張は失当である。

2 実施機関による口頭説明における主張

本件請求は、校長が職員Aに送信したメールの内容の根拠を求めるものである。しかしながら、当該メールは、校長が職員Aからのメールを受けて、単にそれに返信したものであって、その内容も事実を述べたものに過ぎず、根拠となる行政文書等が存在するわけではない。

よって、本件決定に違法不当な点はない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件請求の内容に該当する行政文書は存在しないものとして、不存在による非公開決定を行った。

審査請求人は、職員間の電子メールや面談の記録等は行政文書に該当するから公開すべきである旨主張している。

実施機関によると、該当のメールは、職員Aから受信したメールに対して、校長が関係者から聴取した際の個人メモの内容を基に返信したものであって、根拠となる行政文書は作成していな

いとのことであった。

本件請求の内容は、職場の人間関係に係る個人的な相談に関する情報であるから、行政文書を作成していないという実施機関の主張に不自然な点はなく、文書不存在とした決定は妥当である。

なお、審査請求人はその他縷々主張しているが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

4 付言

本件請求は、職場の人間関係に係る個人的な相談に関する行政文書を求めたものであるが、これらの情報は、個人の性質・性格に係る情報であって、一般に他人に知られたくないと思むことが正当と認められる。

したがって、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第9条第1号に該当する情報を公開することとなるため、本来であれば、条例第12条により、実施機関は、本件行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否すべきであったと解される。

しかし、本件決定によって本件行政文書が存在しないことがすでに明らかとなっており、本件決定を取り消して、改めて存否応答拒否決定を行う必要性が乏しいことから、結論において妥当であると判断するが、今後、実施機関は決定を行うに当たって、慎重な判断のもと、条例の適切な運用に努めるべきである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榎原 和穂、高野 恵亮